

地域の効率？病院

全 国的に安全安心が叫ばれています。安全安心といえ、近年の治安の悪化から防犯に目が向かがちですが、安全安心を構成する要素のひとつに、地域医療があると思います。

し かしこの地域医療をめぐる環境は著しく変化しています。医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされ、その結果患者数の減少を招き経営状況も悪化した、という負の連鎖に陥る病院が多々あります。全国的に地域の公立病院が統廃合し閉院している事例は、その典型です。

一方で、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の制定により、地方公共団体が経営する病院事業は、事業単体としても、また地方公共団体の財政運営全体の観点からも、一層の健全経営が求められています。

そ こで総務省は、昨年(平成 19 年)12 月に公立病院改革ガイドプランを策定し、その中で3つの視点に立った公立病院改革を説いています。3つの視点とは、①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しです。

ま ず①経営効率化では、経営健全に向け経営指標に数値目標を掲げて取り組むことなどが求められています。また②再編・ネットワーク化では、二次医療圏¹等の単位で複数の公立病院の機能分担が図られるよう、再編成し連携体制を構築することが必要とされています。では、③経営形態の見直しとはどのようなもののでしょうか？ 公立病院の経営に民間的経営手法を導入するという観点が柱です。具体



¹ 一般的な入院医療への対応を図り、保健・医療・福祉の連携した総合的な取組を行うために市区町村域を超えた圏域で、本市は横須賀・三浦圏域(横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町)に属します。

的には、地方公営企業法の全部適用²、地方独立行政法人化(非公務員型)³、指定管理者制度⁴の導入、民間譲渡等の手法を指します。

そ して、この総務省が策定した公立病院改革ガイドプランでは、今年度(平成 20 年度)内に病院事業を設置する地方公共団体は、前述の①経営効率化、②再編・ネットワーク化、③経営形態の見直しを含む経営改革を内容とする公立病院改革プランを策定することとされました。従って、経営改善に向けた改革は必須ということになります。

経 営形態の見直し、すなわち経営改革が、民間的経営手法の導入であることは前述しましたが、民営化も含めた経営形態の見直しが迫られているということです。

安 心して生活していく上で欠かすことのできない身近な存在である多くの公立病院が、これからも地域に支えられ、地域に根差した病院として良質な医療を提供するためには、何が必要なのでしょうか。

医 療制度そのものが疲弊しているという声があります。このままでは多くの自治体病院の経営は破綻してしまいます。その意味では、抜本的な医療制度改革が待たれるところですが、一方、地方の現場においても、手を拱いているわけにはいきません。強固な経営基盤の構築こそが、これからの地域に根差した病院の必須条件であり、経営形態の見直しが必須であると思います。

(政策経営課 江川範子)

次号(第26号)は9月18日発行です。

² 地方公営企業法の規定の全部を適用することで、事業管理者に人事・予算等に係る権限が付与され、より自律的な経営が可能となります。

³ 地方独立行政法人を設立し、経営を譲渡するものです。地方公共団体とは別の法人格を有する経営主体に経営が委ねられ、予算・財務・契約、職員定数・人事などの面でより自律的・弾力的な経営が可能となります。

⁴ 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせる制度で、民間の医療法人等を指定管理者として指定することで、民間的な経営手法の導入が期待できます。

暴論オピニオン ⑰

三浦市政策経営課では、行政経営全般について日頃から様々な無責任放談をしています。このコーナーではその放談の中で飛び出した暴論をご紹介します。両手を挙げて賛成できないまでも発想のヒントくらいにはなるでしょう。



行政におけるコストパフォーマンス算定の限界

「コストパフォーマンス」、広辞苑には「投入される費用や努力に対する成果の割合」だと書いてある。費用や努力を投入した場合、成果を測り、コストパフォーマンスを算定することの重要性に疑いはない。それが行われなままの次の費用や努力の投入は、無駄と断じざるを得ないからである。

最近は、「行政評価」なる手法により事務事業や施策についての成果を測り、評価を行い、次年度の予算編成に資することがどの自治体においても行われるようになった。この際、成果を測ることが難しい。行政サービスの成果を測る指標が難しい。

しかし、もう一方の投入される費用や努力の計測が困難であることについて、意外に問題とされていないように思われる。

自治体の予算や決算は、近年、事業別であることが一般的である。決算書を見れば、事業別の決算額が記載されている。

しかし、その事業別の決算額が「コスト」と言えるか？答えは「NO」だ。大きな理由は、人件費と減価償却費が含まれていないからである。

「ぼっこすこせえる」とは……神奈川県三浦市には三崎弁と呼ばれる方言があります。「ぼっこす」は「ぶち壊す」の意味、「こせえる」は「こしらえる」という意味です。つまり、「ぼっこすこせえる」は「ぶち壊し、こしらえる」＝スクラップ&ビルドという意味になります。

前者は、地方自治法施行規則第15条の規定に起因する。人件費は、予算上計上すべき目^{※5}が定められている。事業別に計上することにはなっていない。したがって決算においても事業別の計上がされていないのである。近年、予算においても決算においてもざっくりとした人件費を、その事業に対する年間の人工(人/年)^{※6}を予想又は認定し、平均人件費を乗じて算定している例が多いが、それも予測や認定や平均人件費によるものであり、正確ではない。



後者は、病院や水道などの企業公会計を除く公会計が単式簿記であることに起因する。ストックの捕捉ができない単式簿記の宿命である。したがって行政における施設や設備の年間のコストは、建設時又は購入時を除き修繕費を含む維持管理費のみである。

これでは「コスト」の捕捉は不可能だし、職員にコスト意識が芽生えない。コストパフォーマンスの算定は無理である。それでいいのだろうか。

「人件費にしろ減価償却費にしろ、事業費に振り分ける作業をすればいい」というご意見があるだろう。しかし、その作業には時間と手間がかかる。それこそ無駄な行政コストのようにも思われる。

様々な課題があることは承知しているが、行政におけるコストパフォーマンスの算定には、地方自治法施行規則の人件費計上目の原則を廃止し、もっと根本的な地方自治法の公会計制度を単式簿記から複式簿記に変えることが必要だと思われる。

⁵ 人件費については、一部の例外を除き、各項の総務費等の目一括計上することとされている。

⁶ 人工(にんく)とは、土木建築関係などで作業量を表す語。労働者一人の一日の労働量をもとに、作業に要する延べ人数を算出したもの。



3S市長の経営視点

北京オリンピックが真っ最中です(H20.8.15 草稿)。連日の熱戦を伝える報道に寝不足が続いている方も多いのではないのでしょうか。世界最大のスポーツの祭典に世界中の視線が集まりますが、それだけに報道や映像の影響力は計り知れないものがあります。

私も開会式の映像を観る前と後では、中国という国家に対するイメージが大きく変わりました。オリンピックの映像や報道は、国家のイメージ戦略に大きな意味を持ち、国家の利益に大きく影響します。

しかし、その後、開会式映像の花火がCGだったり、少女の歌がロパクであったり、また、56民族の子どもたちが手にするはずの中国国旗の行進は、そのほとんどが漢民族だったという報道もされ、非常に複雑な寂しさを感じています。

国家と基礎自治体(市町村)を同じ土俵で論じることにはできないと思いますが、我々にとってもメディア報道は、まちのイメージ戦略に大きな意味を持ち、まちの利益に大きく影響することは変わらず、常日頃とても大切に思っています。

それ故、飾らず、隠さず、ありのままの三浦の魅力をお伝えすることが大切であり、魅力ある三浦であり続けるための努力を惜しまないことが使命であると、改めて感じています。